

令和4年度第14回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和4年10月25日

担当部・課：教育委員会生涯学習課〔内線5055〕

<b>① 件名</b>
石巻市指定文化財旧観慶丸商店の指定管理者の指定について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p>【背景】</p> <p>石巻市指定文化財旧観慶丸商店は、平成30年4月1日から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、令和5年3月31日をもって指定管理期間が満了となる。</p> <p>【目的】</p> <p>効率的かつ効果的な運営を図るため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和5年4月1日からの指定管理者を指定するもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p>【根拠法令】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）  石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年条例第321号）  石巻市指定文化財旧観慶丸商店条例（平成29年条例第35号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市中心市街地活性化基本計画  5 都市福利施設を整備する事業に関する事項  (4) 国の支援がないその他の事業 旧観慶丸商店保存活用事業</p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
<p>平成30年 4月 指定管理開始</p> <p>令和 4年 7月～ 指定管理者の公募</p> <p>8月 石巻市指定文化財旧観慶丸商店指定管理者候補者選定委員会規則の制定及び公布</p> <p>申請受付（申請団体数2団体）</p> <p>10月 第1回指定管理者候補者選定委員会の開催</p> <p>第2回指定管理者候補者選定委員会の開催 ※候補者の選定</p>
<b>⑤ 主な内容</b>
<p>1 施設概要</p> <p>名称：石巻市指定文化財旧観慶丸商店</p> <p>所在地：石巻市中央三丁目6番9号</p> <p>構造：木造3階建て（居住部木造2階建て）</p> <p>外壁 木造タイル張り（一部耐火煉瓦積み）</p> <p>屋根 2階 瓦葺き</p> <p>3階 陸屋根スペイン瓦葺き</p> <p>敷地面積：405.55㎡</p> <p>延床面積：788.43㎡</p> <p>1階 285.82㎡（うち文化交流スペース（有料スペース）は114.37㎡）</p> <p>2階 282.67㎡（立入制限区域59.21㎡含む）</p> <p>3階 219.94㎡</p> <p>竣工：昭和5（1930）年</p> <p>2 指定管理候補者及び選定方法</p> <p>(1) 選定候補者 一般社団法人ISHINOMAKI2.0 代表理事 松村 豪太  （石巻市中央二丁目10番2号）</p> <p>(2) 選定方法 公募型プロポーザル方式</p>

<p>3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）</p> <p>4 開館時間及び休館日  開館時間 午前9時から午後5時まで。ただし、文化交流スペースで催事を行う場合に限り、当該スペースは午後9時まで延長することができる。  休館日 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）  12月29日から翌年1月3日まで</p>
<p><b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p> <p><b>【影響・効果】</b>  民間事業者の専門性や創意工夫を活用することにより、市民サービスの向上と経費の削減及びより効率的かつ効果的な運営が図られる。</p> <p><b>【市財政への負担】</b>  債務負担行為 期 間 令和5年度から令和9年度まで  限度額 指定管理者と締結する基本協定に基づく指定管理料  （概算）9,768千円×5年＝48,840千円（一般財源）</p>
<p><b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b></p>
<p><b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b></p> <p>令和4年10月 石巻市教育委員会第10回定例会へ一般事務報告  12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案</p> <p>令和5年 3月 指定管理に係る基本協定の締結  4月 指定管理に係る年度協定の締結  指定管理者による管理運営開始</p>
<p><b>⑨ その他</b></p>